

文部科学省独立行政法人評価委員会が実施した 平成25年度業務実績評価に対する 二次評価結果(概要)

— 総務省／政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

1. 平成25年度の業務実績評価に対する意見（二次評価）について . . . 1
2. 各府省所管法人共通の意見の概要 2
3. 文部科学省所管法人の意見の概要 4
4. 中期目標期間の業務実績評価に対する意見（二次評価）について . . 6
5. 「今後の評価において参考となるとと思われる一次評価結果の概要等」
に挙げられた文部科学省独立行政法人評価委員会の部会等 7

文部科学省
大臣官房政策課 評価室
平成27年2月26日

1. 平成25年度の業務実績評価に対する意見(二次評価)について

- ・ 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等の平成25年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。
- ・ 文部科学省独立行政法人評価委員会へは平成27年1月9日に通知。

(1) 二次評価の主な視点(平成21年3月31日委員会決定、22年5月31日改正)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2) 今年度の二次評価における具体的取組(平成26年5月29日 政独委分科会決定 概要)

上記の評価の視点に沿って評価を行うこととするが、二次評価に係る作業を一層効果的、効率的に行うため、以下の事項について重点的に確認を行うこととする。

- i) ①業務等への取組状況と実績、②中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況、③目標未達成の業務等について、要因と改善方策等、④業務等への取組により得られた成果・効果(アウトカム)、について明らかにした評価
- ii) 過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組を明らかにした評価
- iii) 電子化等による業務の効率化を踏まえた評価
- iv) 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組(特に、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等)に対する評価
- v) 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価

2. 各府省所管法人共通の意見の概要

○総論

- ・ 独立行政法人評価委員会は、これまでの活動を総括し、その結果を主務大臣に引き継ぐことを期待。
- ・ 改正後の独立行政法人通則法に基づき、主務大臣の評価の実施が著しく適性を欠くと認めるときは、独立行政法人評価制度委員会は主務大臣に対し、評定について見直しを求める意見を発することもありうる。
- ・ 今後の評価に当たっては、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に示された考え方に十分留意することが必要。

業務等への取組状況と実績

- ・ 法人による自己評価結果を踏まえ、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮する必要がある。

中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況

- ・ 目標・計画と実績の比較により、目標・計画の達成状況や業務運営上の課題を的確に把握し、法人の対応を促す等の観点を持つ必要がある。

目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等

- ・ なぜその実績に至ったかについて、外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につなげる必要がある。
- ・ 問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する必要がある。

業務等への取組により得られた成果・効果(アウトカム)

- ・ 法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について、自己評価書等により把握・分析する必要がある。
- ・ 法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性などについて、政策責任者としての視点を持つ必要がある。

過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)

- ・ 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況を適切に把握する必要がある。
- ・ 過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用する必要がある。

電子化等による業務の効率化

- ・ 「国の行政の業務改善に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置く必要がある。

過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化

- ・ 法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持つ必要がある。
- ・ 法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させる必要がある。

政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた、保有資産の保有の妥当性

- ・ 耐用年数超過・遊休資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性および有効活用の可能性等の観点から、十分に検討された目標を策定する必要がある。
- ・ 業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の観点から、法人に対して業務運営の改善等を促す必要がある。

3. 文部科学省所管法人の意見の概要

- ・「評価対象とすべき業務実績に基づき評価が行われていないため、当該事実等を踏まえ、改めて評価を行うべき。」として、国立青少年教育振興機構、日本スポーツ振興センター、国立大学財務・経営センターに対して意見があった。
- ・「評価結果について、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、評定の見直しを含め、その根拠を改めて整理すべき。」として、国立大学財務・経営センターに対して意見があった。

法人名	意見
国立青少年教育振興機構	<p>平成25年度の新規発生貸倒れ懸念債権について、貴委員会は、その大部分が24年度以前の助成に係る債権であることから25年度評価の対象外としている。</p> <p>しかしながら、上記の整理では、24年度以前の助成金交付団体の不適切な経理処理に基づく25年度の多額の貸倒れ懸念債権の発生という事象を反映した評価が行われず、実際、評価結果において何ら明らかにしないままA評定(5段階中上から2番目の評定)を付している。</p> <p>今後の評価に当たっては、評価対象年度より前の事象を原因として発生した評価対象年度に計上する貸倒れ債権について、その経緯、事実関係等を踏まえ、当該事例をどのように評定に反映させたかを明らかにした評価を行うべきである。なお、上記評価については、この考え方に基づき改めて評価を行うべきである。</p>
日本スポーツ振興センター	<p>契約事務手続については、①契約に関する規程が国の基準に準拠して適切に整備、②契約事務手続に係る執行体制が適切に整備、③監事による監査を受けていると評価され、A評定(5段階中上から2番目の評定)が付されている。</p> <p>しかしながら、平成26年度に契約した国立霞ヶ丘陸上競技場等の取り壊し工事において不適切な対応を行い、内閣府政府調達苦情検討委員会から契約の破棄及び新たな調達手続の実施について提案を受ける事態に至っていることを踏まえれば、過年度における職員に対する適正な調達事務遂行のための取組が必ずしも十分ではなかったと考えられ、その検証を加えずA評定とすることには疑問がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、上記のように、法人の信用を失墜させる恐れのある事象にも言及し、可能な限り当該事象に対する具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価についてはA評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</p>

法人名	意見
国立大学財務・経営センター①	<p>貴委員会の評価結果をみると、「業務縮小による影響が大きいものの、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている」としてS評価(特に優れた実績を上げている)としている。</p> <p>しかしながら、①業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま評価を行っており、また、②25年度の常勤役職員に係る人件費が24年度と比較して6.0%増加している原因が、施設費貸付事業における審査基準の見直しや適切な運用のため不可欠な人員増であったという事実についてなんら言及せず最上級のS評価とすることには疑義がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、最上級の評価を付す場合は、量的及び質的の両面の根拠を具体的かつ明確に記述する等、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、S評価とした根拠を改めて整理し、根拠について明確に説明できない場合は評価の見直しを行うべきである。</p>
国立大学財務・経営センター②	<p>貴委員会の評価結果をみると、「対前年度比において、一般管理費については19.4%削減されている。また、事業費については10.9%と大幅な削減を達成した」としてS評価(特に優れた実績を上げている)としている。</p> <p>しかしながら、①一般管理費の19.4%削減及び事業費の10.9%削減は、いずれも平成25年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②平成25年度と平成24年度の実績額を比較すると、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評価とすることは困難であり、上記の事実に基づき評価を見直す必要がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評価を付す場合は、実績が最上級の評価にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。</p>

4. 中期目標期間の業務実績評価に対する意見(二次評価)について

【日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構及び国立大学財務・経営センター】

上記5法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成25年12月16日付け政委第37号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)を反映した新中期目標が策定されている。

今般、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第34条第3項の規定に基づき提出のあった「中期目標期間に係る業務の実績に関する評価の結果について(通知)」(平成26年8月27日)に付された評価結果については、国立大学財務・経営センターを除き、いずれも妥当であると認める。

法人名	意見
国立大学財務・経営センター①	<p>貴委員会の評価結果をみると、「中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化がすでに盛り込まれているところだが、年度計画に掲げる予算について適正に執行したことにより、年度計画以上の効率化を達成している」とされ、中期目標期間中のすべての年度(平成21年度から25年度まで)について、一般管理費、事業費ともに大幅な効率化が図られているとしてS評定(特に優れた実績を上げている)とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。</p> <p>しかしながら、すべての年度において、①一般管理費及び事業費の大幅な削減は、いずれも当該年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②当該年度と前年度の実績額を比較すると、一般管理費、事業費がそれぞれ増加している例があることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評定を見直す必要がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。</p>
国立大学財務・経営センター②	<p>貴委員会の評価結果をみると、中期目標期間のうち、平成23年度から平成25年度までについて、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げているとしてS評定(特に優れた実績を上げている)とし、これを踏まえ中期目標期間評価としてもS評定としている。</p> <p>しかしながら、平成24年度及び平成25年度について「業務縮小による影響が大きい」としているが、業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま人件費の比較のみをもって評価を行っていることから、最上級のS評定とすることには疑義がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきであり、上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</p>

5. 「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」
に挙げられた文部科学省独立行政法人評価委員会の部会等

事 項	文部科学省独立行政法人 評価委員会の部会等
なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述している例	科学技術振興機構部会 海洋研究開発機構部会
上級の評定を付すもので、法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与について、具体的かつ明確に説明している例	理化学研究所作業部会
下級の評定を付すもので、改善に取り組むべき方針や具体的かつ明確な改善方策を記述している例	理化学研究所作業部会 日本原子力研究開発機構部会

※詳細は、参考資料3(別添)参照